

国税庁税務大学校税務情報センター租税史料室編著

『営業税関係史料集——国税営業税を中心に——』

(租税史料叢書 第六卷)

国税庁税務大学校 二〇一三・三刊

A5 六六八頁 非売品

毎回税を一つ取り上げ、発行史料室が所蔵する史料だけでなく大蔵官僚などの関係史料も集成し、刊行を続けている租税史料叢書から、今回は国税営業税の史料集が上梓された。

研究史上、営業税については、その廃止を求める民衆運動や利益団体の政治行動に注目が集められてきた。しかし、政治的文脈を離れた税そのものの研究は不十分な状況にある。

本書は、国税営業税の全生涯にわたって史料を収録している。税制体系の構想をうかがわせる史料を、法や施行規則など実際の制度面の変遷とともに参照することができ、詳細な解題も理解を助ける。また、税務署に対する税務監督局からの指示・注意や、逆に税務署からの上申など、徴税機関の史料が充実していることも特徴で、彼らがどのような意図・認識の下で納税者と向き合っていたのかがうかがえる。以下、本書の構成に沿って収録史料を概観したい。

「一、営業税の国税化」では、明治二二（一八八九）年における

営業税案や、全国まちまちであった地方税時代の営業税を調査した史料などが取り上げられ、国税化の前史として興味深い。

「二、営業税法の成立」は、明治二九（一八九六）年の営業税法による国税化から、明治年間の史料を収録する。制度創設期の混乱や廃税運動の盛り上がりに対し、徴税機関がいかに対応しようとしていたかがうかがえる。

「三、大正期の営業税」では、特に大正三（一九一四）年営業税法改正により制度化された営業税調査委員に関する史料が豊富である。これは、所得税にならって納税者の互選による委員を税額決定過程に参加させるもので、納税者と徴税機関との相互関係を考察しうる制度として興味深い。

営業税は、大正一五（一九二〇）年に営業収益税へと姿を変える。しかし、相次ぐ恐慌と重なる時期であり、「四、営業収益税の時代」では各種団体からの陳情史料が目を引く。

昭和一五（一九四〇）年には地方分与税としての営業税へ改正されるが、「五、昭和期の営業税」では、戦時下における徴税の実態の一端を示す史料が注目される。

ある制度に対する理解を深めることは、史料中で焦点となつている問題の所在を把握する上でも重要であるし、当該制度を材料とした新たな分析のアイデアにもつながる。本書はその糸口をつかむために、これ以上無い助けとなるだろう。（中西啓太）